

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|                       |         | 条文  | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可  | 検証結果  | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載   |
|-----------------------|---------|---|--|---|---|
| 前文                    |         | <p>地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。</p> <p>平成17年1月1日、広域かつ全国最多となる14市町村で合併した上越市は、自治の一層の推進を図るため、自治の基本理念や市民、市議会、市長の権利・権限及び責務等を定めた上越市自治基本条例を平成20年4月1日に施行した。</p> <p>さらに、自主自立のまちづくりを進めるため、合併当初、旧町村の区域ごとに導入した地域自治区・地域協議会及び地域協議会委員の公募公選制を、平成21年10月1日には合併前上越市の区域にも拡大し、市の全域において恒久化することにより、市民の手によるまちづくり活動の仕組みを整えた。</p> <p>こうした中で、市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下、議会は、市民の信託を受けた議事機関として、これまで以上にその責務を果たすことが求められている。</p> <p>このため、上越市議会は、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、広域化した市域の課題の把握とそこに暮らす市民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的に行う必要がある。また、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組を確かなものにするとともに、さらに開かれた議会を目指し、情報公開を率先して行い、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>よって、上越市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、ここに市議会及び市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p> |  | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | <p>平成21年以降、「地域主権改革」という表現が国、地方を通じて一般的になったが、「地方分権改革」とは視点の違う面もあるため併記することとし、冒頭の「地方分権改革」を「地方分権・地域主権改革」と変更する。</p> <p>【変更案（条文）】<br/>                     地方分権・<b>地域主権</b>改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。（以下、省略）</p> |
| 第1条                   | 目的      | 1 この条例は、市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
| 第2条                   | 議会の活動原則 | 1 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。   |  |   |   |
|                       |         | (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。   |  | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 条文を重んじ、より積極的に取り組む。  |
|                       |         | (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。  | <p>【変更案（逐条解説）】</p> <p>○ 第2号は、議会は、市民から信託された議事機関として、その議決責任の重さを深く認識しながら、市の意思決定（条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定、その他市政運営の基本的事項の議決など）を行うとともに、市政の課題や議案、<b>意見書、決議、請願・陳情等</b>の審議内容・結果について、市民に対し、説明責任を果たしていくことを定めたものである。</p> | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 意見書や決議は議会活動の重要な部分を占めているため、逐条解説の「市政の課題や議案、請願・陳情等」を「市政の課題や議案、意見書、決議、請願・陳情等」と変更する。   |
| (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。 |         | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他   |  |   |   |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|     |  | 条文  | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可   | 検証結果   | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載   |
|-----|--|---|---|--|---|
| 第2条 | 議会の活動原則                                    | (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。                                |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他            | 政策立案及び政策提言について、これまで以上に取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。                   |
|     |  | (5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。                 |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他            | 立法機能の発揮について、これまで以上に取り組む必要があるとの意見を受け、課題調整会議や政策形成会議を活用するなど、条文を重んじ、より積極的に取り組む。 |
|     |  | (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。                 | <b>【変更案（逐条解説）】</b><br>○ 第6号は、自治基本条例第8条第2項の規定を受けて、議会は、市民との意見交換会や議会ポストなど、様々な機会を通じて市民の意見を把握・集約し、その意見を市政や議会運営に反映させることを定めたものである。   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 逐条解説の「市民の意見を把握し」を「市民の意見を把握・集約し」と変更する。                                       |
|     |  | (7) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。          |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他            | 論点及び争点を明らかにするための討議の必要性が高いとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。                         |
|     |  | (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。                          |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他            | 条文を重んじ、より積極的に取り組む。  |
| 第3条 | 議員の活動原則                                    | 1 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。                         |   |  |   |
|     |  | (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な議論を重んじること。 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他            |   |
|     |  | (2) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。                | <b>【変更案（逐条解説）】</b><br>○ 第2号は、議員は、市民の代表として、市政の課題や市民の様々な意見、要望の把握・集約に努め、議会活動を通じてその意見を市政に反映させることが重要であることから、これを活動の原則としてうたったものである。  | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 逐条解説の「市民の様々な意見、要望の把握に努め、」を「市民の様々な意見、要望の把握・集約に努め、」と変更する。                     |
|     | (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。 |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 政策立案及び政策提言について、これまで以上に取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。  |   |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|     |         | 条文   | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可   | 検証結果   | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載  |
|-----|---------|--|---|--|--|
| 第3条 | 議員の活動原則 | (4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。  |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他            | 報告会の開催や報告書の配布など市民への説明責任を果たすことについて、これまで以上に取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。                                 |
|     |         | (5) 市政全体を見据え、市民の福祉の向上を目指し、普遍的な利益のために活動すること。  | <b>【変更案（逐条解説）】</b><br>○ 第5号は、自治基本条例第9条第1項の規定に基づき、議員は、市政全体を見据えて広い視野で市民の福祉の向上を目指し、普遍的な活動を行うこと（中略）を改めて活動の原則としてうたったものである。 | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 逐条解説の「（すべてに通じた）」を削除する。   |
|     |         | (6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。   |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他            | 条文を重んじ、より積極的に取り組む。   |
|     |         | (7) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他            |  |
| 第4条 | 議長の責務   | 1 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。                                 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他            |  |
|     |         | 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。 |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他            | 逐条解説の「○ なお、第2項は、請求相手の市長が不在の場合などもあり得ることから、原則的な義務としたものである。」については、誤りであったことから削除する。                               |
|     |         |  | 地方自治法の改正（平成24年9月5日施行）により新たな規定が設けられたため、第3項を追加する。   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他            | <b>【改正済（条文）】</b><br><u>3 前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。</u>    |
|     |         |  | 地方自治法の改正（平成24年9月5日施行）により新たな規定が設けられたため、第4項を追加する。   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他            | <b>【改正済（条文）】</b><br><u>4 法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、同条第6項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。</u> |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|     |           | 条文   | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可        | 検証結果  | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載   |
|-----|-----------|--|--|---|---|
| 第5条 | 会派        | 1 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる。                                   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
|     |           | 2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。                          |  | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 政策立案及び政策提言について、これまで以上に取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。   |
|     |           | 3 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。   |  | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 報告会の開催や報告書の配布など市民への説明責任を果たすことについて、これまで以上に取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。  |
| 第6条 | 議会改革の推進   | 1 議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を置く。   |  | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 検討組織を設けてはどうかとの意見があったが、当面は今回の検証を踏まえ、より改革のできる議会を目指す。  |
| 第7条 | 情報の共有及び公開 | 1 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。                          | 青年層等の比較的政治に対する関心が低い市民を対象に積極的な情報発信を行う必要がある。 | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 第1項…以下のとおり以下の4項目について取り組む。<br>①委員会記録をインターネットで公開する。<br>②委員会のインターネット等による公開はその手法も含め、実施に向けて議会運営委員会で検討する。<br>③議会情報の即時性ある伝達手段としてのSNSの活用を議会運営委員会で検討する。<br>④傍聴人の閲覧用資料を2部から15部に増やす（資料が欲しい場合は複写で対応すること、市のホームページ上にも掲載されていることを周知する）。 |
|     |           | 2 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じ、原則として公開しなければならない。 |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | なお、委員会記録の早期作成について提案があったが、委員会のインターネット等による公開を検討するため、行わないこととした。<br>また、委員会の傍聴人から意見を聴取する機会を設けてはどうかとの提案があったが、市民の意見については、議会や会派、議員個人が行う意見交換会の場などにおいて聴取しており、審査の場では行わないこととした。   |
|     |           | 3 議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
|     |           | 4 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 第2～4項…記載事項なし  |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|     |          | 条文  | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可   | 検証結果  | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載  |
|-----|----------|---|---|---|--|
| 第8条 | 市民参画及び協働 | 1 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。  | 議会報告会と意見交換会の趣旨の明確化や意見交換会の開催方法、参加者への回答のあり方、委員会が独自に行う意見交換会のあり方（ルール化）等について再検討が必要である。 | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 第1項…以下のとおり<br>議会報告会と意見交換会を一本化してはどうかの提案があったが、開催趣旨が異なるため一本化は行わないこととした。<br>また、テーマを絞って意見交換会を開催してはどうかの提案があったが、来場者アンケートでは必要ないとする意見が多いこと、意見交換の幅が限定されてしまうことから行わないこととした。<br>なお、参加者への回答のあり方については、議会としての見解が示されているものは議会としての見解を述べ、議員個人の見解は述べないこと、議会としての見解が示 |
|     |          | 2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。  |   | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | されていないものは持ち帰って課題調整会議で協議する旨を伝え、議員個人の見解を強く主張することは避けることとした。<br>委員会が独自に行う意見交換会のあり方は、委員会が個別に判断する。   |
|     |          | 3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。  |   | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 第2～4項…記載事項なし   |
|     |          | 4 議会は、前項の規定にかかわらず、当該請願者又は陳情者が市民の場合で申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。                                  |   | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |
|     |          | 【追加案（逐条解説）】<br>○ 第5項は、重要な条例の制定、改正又は廃止並びに政策等を提案しようとするときは、市民説明会やパブリックコメント等を実施するなど、市民の意見を聴くための措置を講じていくものである。 | 議会としては既に実施しているが、重要な事柄であるパブリックコメントの実施について、第5項を追加する。                                | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 【追加案（条文）】<br><b>5 議会は、重要な条例の制定、改正又は廃止並びに政策等を提案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。</b>   |
|     |          |   | 議会としては既に実施しているが、重要な事柄であるパブリックコメントの結果公表について、第6項を追加する。                              | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 【追加案（条文）】<br><b>6 議会は、前項の規定により提出された市民の意見に対する議会の考え方及び結果を公表しなければならない。</b>  |
| 第9条 | 議会報告会    | 1 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催しなければならない。  |   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | より分かりやすく説明すること、より多くの市民の参加があるよう工夫の余地があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。   |
|     |          | 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。   |   | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|      |                | 条文  | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可  | 検証結果  | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載   |
|------|----------------|---|--|---|---|
| 第10条 | 広報広聴委員会        | 1 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を置く。                             |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
|      |                | 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
| 第11条 | 市長等との関係        | 1 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。 | <b>【変更案（逐条解説）】</b><br>○ 本条は、議会は、市長が <b>市政の重要な計画や指針、公共の用に供する施設の整備に関する計画の策定、変更、廃止等、重要な政策等を提案する場合、議会の果たすべき市の意思決定機能や市民への説明責任を全うするため、議会審議の論点の明確化などに必要となる政策や事業等の目的、効果、財源措置等の情報を明らかにするよう求めることを定めたものである。</b> | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
| 第12条 | 政策等説明要求等の形成過程の | 1 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。           | <b>【追加案（条文）】</b><br><b>2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。</b>   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 逐条解説の「市長が重要な政策等を提案する場合、」を「市長が市政の重要な計画や指針、公共の用に供する施設の整備に関する計画の策定、変更、廃止等、重要な政策等を提案する場合、」と変更する。                                  |
|      |                |   | 議決事件とはならない所管事務調査によって調査される重要な案件について、議会の意思を尊重させる（議決に準じる拘束力）制度が必要である。   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
| 第13条 | 議決事件           | 1 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。                         |  | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | <b>【改正済（条文）】</b><br>1 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、 <b>上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。</b> |
| 第14条 | 政策立案及び         | 1 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。                                 |  | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 政策立案及び政策提言について、これまで以上に取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。   |
| 第15条 | 議会運営           | 1 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|      |            | 条文  | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可 | 検証結果  | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載  |
|------|------------|---|-------------------------------------|---|--|
| 第15条 | 議会運営       | 2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。            |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |
|      |            | 3 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。   |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 十分とは言えないので、条文を重んじ、より積極的に取り組む。  |
|      |            | 4 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。  |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |
| 第16条 | 委員会        | 1 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。                   |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 十分とは言えないので、条文を重んじ、より積極的に取り組む。<br>また、平成22年8月24日の議会運営委員会において、委員間討議の動議は議員一人でも行えるとされているため、運用を徹底する。 |
|      |            | 2 委員会は、その所管する事項の調査及び審査を行った結果、必要と認めるときは、委員会として、調査にあつては所見を、審査にあつては意見をそれぞれ付すものとする。 |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 十分とは言えないので、条文を重んじ、より積極的に取り組む。  |
|      |            | 3 委員長は、委員会の議事整理及び秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。                                    |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 無所属議員や委員のいない会派の委員外発言の新たな基準を議会運営委員会で検討する。   |
| 第17条 | 会議における質疑応答 | 1 議会審議における質疑応答等は、次に掲げるとおりとする。   |                                     |   |  |
|      |            | (1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。                             |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |
|      |            | (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。            |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|      |         | 条文   | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可 | 検証結果  | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載  |
|------|---------|--|-------------------------------------|---|--|
| 第18条 | 政策等の形成  | 1 議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議するため、課題調整会議を置く。                 |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |
|      |         | 2 議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときは、政策形成会議を置くことができる。 |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 立法機能の発揮について、これまで以上に取り組む必要があるとの意見を受け、課題調整会議や政策形成会議を活用するなど、条文を重んじ、より積極的に取り組む。      |
|      |         | 3 課題調整会議及び政策形成会議に関し必要な事項は、別に定める。                                       |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |
| 第19条 | 政務調査活動費 | 1 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。                   | 地方自治法の改正を受け、政務調査費を政務活動費とする。         | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 【改正済（条文）】<br>1 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。                |
|      |         | 2 会派及び議員は、政務調査費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。    | 地方自治法の改正を受け、政務調査費を政務活動費とする。         | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 【改正済（条文）】<br>2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。 |
| 第20条 | 議会の研修   | 1 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。                       |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |
|      |         | 2 議会は、前項の研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、市民等との研修会を行うようにするものとする。                  |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 市民等との研修会について、意識的に取り組む。   |
| 第21条 | 附属機関の設置 | 1 議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。   |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |  |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|      |                | 条文  | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可 | 検証結果  | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載   |
|------|----------------|---|-------------------------------------|---|---|
| 第22条 | 連携の推進<br>交流及び  | 1 議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。                      |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 新幹線・並行在来線対策や環日本海交流推進のため、富山市議会や礪波市議会との交流について取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。  |
| 第23条 | 議会体制<br>事務局の整備 | 1 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化を図るものとする。                     |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 政策法務支援機能を高める必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。   |
| 第24条 | 議会図書室          | 1 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。                             |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 図書目録と検索システムの整備や行政情報の整備と整理に取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。   |
|      |                | 2 議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。  |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 市民に対する利用周知や問い合わせ対応の体制充実、資料整備に取り組む必要があるとの意見を受け、条文を重んじ、より積極的に取り組む。  |
| 第25条 | 予算の確保          | 1 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。                                    |                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
| 第26条 | 政治倫理           | 1 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。 |                                     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 倫理条例制定の必要性について協議したが意見集約できなかったため、制定に向けた取り組みを行うか否かの判断や仮に行うことになった場合の検討組織のあり方も含め、議長を中心として別途検討することとした。   |
| 第27条 | 議員定数           |   | 議会や議員に関する重要な要素なので、規定する必要がある。        | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 【追加案（条文）】<br>1 議員の定数は、別に条例で定める。   |
|      |                |   | 議会や議員に関する重要な要素なので、規定する必要がある。        | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 【追加案（条文）】<br>2 議員の定数の改正に当たっては、市民の多様な意見の反映を可能とする視点を始め、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を広く聴取するなどして、市民の理解が得られるよう努めなければならない。 |

議会基本条例検証シート（検証結果）

議会基本条例検証委員会

|        |       | 条文   | 取り組み状況、課題、問題点など<br>※本欄は特記事項がなければ省略可  | 検証結果  | 左欄の検証結果が1以外の場合<br>具体的な説明、案などを記載   |
|--------|-------|--|--|---|---|
| 第28条   | 議員報酬  |  | 議会や議員に関する重要な要素なので、規定する必要がある。   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 【追加案（条文）】<br>1 議員の報酬は、別に条例で定める。   |
|        |       |  | 議会や議員に関する重要な要素なので、規定する必要がある。   | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 | 【追加案（条文）】<br>2 議員の報酬の改正に当たっては、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にし、市民の理解が得られるよう努めなければならない。 |
| 第279条  | 最高規範性 | 1 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。 |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
|        |       | 2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。   |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |
| 第2830条 | 見直し等  | 1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。   | 【変更案（逐条解説）】<br>○ 第1項は、定期的な検証を定めるものであり、具体的には、議会は、条例の目的が達成されているかどうか、各派代表者会議等において、 <del>2</del> <b>4</b> 年を目途に自主的な検証を行っていくことを想定するものである。 | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 第2項で随時の見直しを定めているため、逐条解説の「2年を目途に自主的な検証を行っていく」を「4年を目途に自主的な検証を行っていく」と変更する。   |
|        |       | 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。                       | 【変更案（逐条解説）】<br>○ 第2項は、随時の見直しを定めるものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前項の規定による検証の結果などを十分考慮し、 <u>各派代表者会議等において、この条例を必要に応じて見直して、条例の改正などの措置を講じ</u>     | <input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 | 逐条解説の「十分考慮し、この条例を必要に応じて見直して、」を「十分考慮し、各派代表者会議等において、この条例を必要に応じて見直して、」と変更する。   |
|        |       | 3 議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。  |  | <input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく<br><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する<br><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する<br><input type="checkbox"/> 4 その他 |   |